

内閣参質二一三第四一号

令和六年三月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員須藤元氣君提出所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の実務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員須藤元氣君提出所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の実務に関する質問に対する答弁書

一について

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書（令和元年条約第八号）により改正された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（平成十六年条約第二号）の規定に基づき、米国の内国歳入庁から国税庁に対して情報提供の要請があった場合、関連する納税申告書、財務諸表、帳簿等について、必要な箇所を同庁において参考として訳出の上、提供している。

二について

お尋ねの「訳文に誤訳が生じた場合、その責任」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、国税庁において、訳出に当たっては誤りが生じないように努めている。